

## 令和6年度 島田市博物館 学芸員実習 実施要項

### 1 目的

博物館実習は、学芸員志望者が博物館における諸業務を体験・実習することにより、理論と実践の統一を図り、学芸員として必要な知識及び技術を習得することを目的とする。

### 2 実習期間

令和6年8月27日（火）～8月31日（土） 各日8時30分～17時00分 計5日間

### 3 実習場所

島田市博物館本館（島田市河原一丁目5-50）・分館（島田市河原二丁目16-5）、市内史跡等  
※実習期間中、他の場所で実習を行う場合がある。

### 4 受入人数

3人程度

### 5 受入条件

- (1) 学芸員資格の取得を目指している者で、大学等所属機関からの依頼を受けられる者
- (2) 原則として、実習の全日程に参加可能な者
- (3) 専攻分野・学年・年齢は問わないが、当館が歴史・美術を中心とした人文系博物館であることを承知している者
- (4) 積極性を持ち、かつ、他の実習生と協力して実習を行う協調性を持つ者

### 6 受付方法

期間：令和6年1月31日（水）から 先着順

方法：電話（0547-37-1000）にて受付

### 7 申込の流れ

電話受付終了後、下記の書類を島田市博物館宛に郵送または持参すること。

- (1) 実習希望者の履歴書、「島田市博物館で実習を希望する理由と目指す学芸員像」に関するレポート（様式自由）
  - (2) 大学等所属機関からの依頼文書
- ※ 上記の書類を受領後、大学等所属機関に対して、承諾書を送付する。実習生宛には個別の承諾書は送付しない。

## 8 留意事項

- (1) 実習態度が不適切な実習生は、受入を中止する。
- (2) 当館までの交通費、その他必要な経費は実習生の負担とする。
- (3) 実習期間中の各種保険への加入は、大学等所属機関で対応すること。
- (4) 実習に際して、謝金は受け取らない。

## 9 問い合わせ先

〒427-0037 島田市河原一丁目5-50

島田市博物館

TEL0547-37-1000 E-mail:hakubutu@city.shimada.lg.jp